

# 第 4 章

## 解散・合併

## 目 次

1	解散・合併の手引き.....	4-1
	(1) 申請・届出等.....	4-1
2	解散.....	4-3
	(1) 解散の流れ.....	4-4
	(2) 解散届出.....	4-5
	(3) 解散認定申請.....	4-6
3	清算.....	4-7
	(1) 清算の流れ.....	4-7
	(2) 清算人就任登記完了届出.....	4-8
	(3) 残余財産譲渡認証申請.....	4-9
	(4) 清算結了届出.....	4-10
4	合併.....	4-11
	(1) 合併の流れ.....	4-11
	(2) 合併認証申請.....	4-12
	(3) 合併登記完了届出.....	4-15

## 1 解散・合併の手続き

次のような事由が生じた場合には、県または5市への申請、届出等が必要です。なお、申請については、県または5市の認証(解散については認定)を受けることが必要です。

### (1) 申請・届出等

申請・届出事由		様式	添付書類
解散届出 (P4-5参照)	次の事由により解散した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員総会の決議</li> <li>・ 定款で定めた解散事由の発生</li> <li>・ 社員の欠亡</li> <li>・ 破産手続開始の決定</li> </ul>	解散届出書 (規則第13条 第10号様式)	○ 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書
解散認定申請 (P4-6参照)	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合	解散認定申請書 (規則第12条 第9号様式)	○ 事業の成功の不能の事由を証する書面
清算人就任届出 (P4-8参照)	清算中に清算人が就任した場合	清算人就任届出書 (規則第14条 第11号様式)	○ 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書
残余財産譲渡認証申請 (P4-9参照)	残余財産を譲渡する場合 (定款に残余財産の帰属先の規定がない場合に限る。)	残余財産譲渡認証申請書 (規則第15条 第12号様式)	なし
清算終了届出 (P4-10参照)	清算が終了した場合	清算終了届出書 (規則第16条 第13号様式)	○ 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

<p>合併認証申請 (P4-12 参照)</p>	<p>他の特定非営利活動法人と 合併する場合</p>	<p>合併認証申請書 (規則第17条 第14号様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（1部）</li> <li>○ 定款（2部）</li> <li>○ 役員名簿（2部）</li> <li>○ 各役員の誓約及び就任承諾書の謄本（1部）</li> <li>○ 各役員の住所又は居所を証する書面（住民票など）（1部）</li> <li>○ 社員名簿（10人以上記載）（1部）</li> <li>○ 確認書（1部）</li> <li>○ 合併趣旨書（2部）</li> <li>○ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部）</li> <li>○ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）</li> </ul>
<p>合併登記完了届出 (P4-15 参照)</p>	<p>合併に関する登記をした場合</p>	<p>合併登記完了届出書 (規則第18条 第15号様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該登記をしたことを証する登記事項証明書（1部）</li> <li>○ 登記事項証明書の写し（1部）</li> <li>○ 合併の時の財産目録（2部）</li> </ul>

## 2 解散

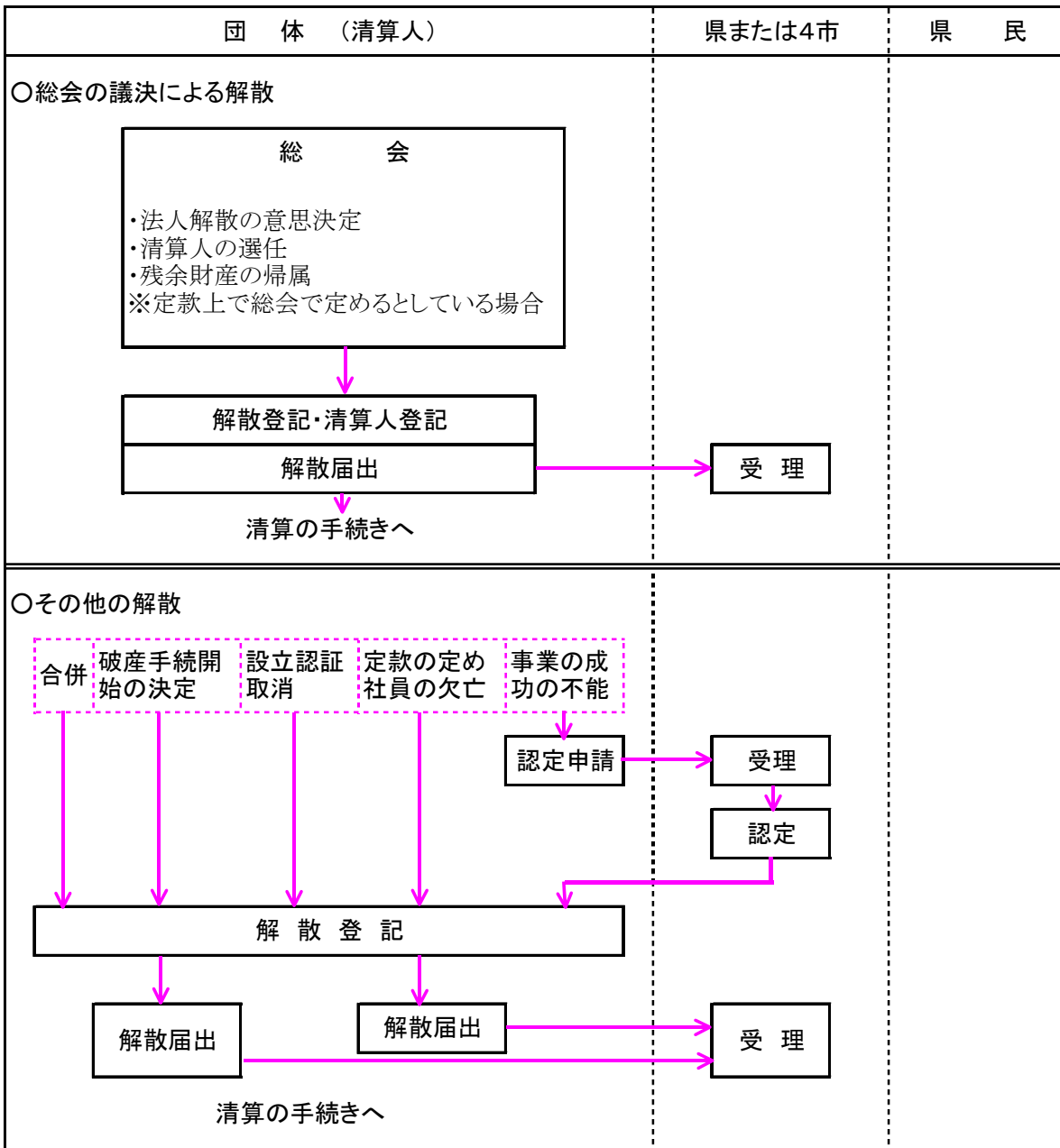
特定非営利活動法人は、次の事由によって解散します。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 法第43条に規定する設立認証の取消

①社員総会の決議、②定款で定めた解散事由の発生、④社員の欠亡、⑥破産手続開始の決定により解散する場合は、法務局において解散及び清算人就任の登記を行い、その登記事項証明書を添付して、所轄庁に解散届出書を提出する必要があります。

③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁へ解散認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。「成功の不能」とは、その法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について、単に法人が「不能である」と考えるだけではなく、当該事業に関する様々な状況を判断して、実質的に成功の見込みが全くなくなっているという客観的な事実を証する書面の添付が必要です。

(1) 解散の流れ



## (2) 解散届出

社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡、破産手続開始の決定により解散する場合は、法務局において解散及び清算人就任の登記を行い、その登記事項証明書を添付して、遅滞なく県または5市に解散届出書を提出する必要があります。

	解 散 届 出 に 必 要 な 書 類	部数	チェック欄	様式別記載頁
1	解散届出書（第7号様式）	1		4-5
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1		—

### 第7号様式（第11条関係）

#### 解 散 届 出 書

平成○年○月○日

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

所 在 地 鹿児島市鴨池新町○番○号  
名 称 特定非営利活動法人○○○○○  
清算人の住所又は居所 鹿児島市山下町○番○号  
清算人の氏名 理事長 鹿児島 一郎 ⑩  
電 話 番 号 ○○○ (○○○) ○○○○

特定非営利活動促進法第31条第1項第 号に掲げる事由により当法人を解散したので、同条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

#### 記

- 1 解散事由
- 2 残余財産の処分方法

#### 【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 「第 号」の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」「2」「4」又は「6」を記入すること。
- 4 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

### (3) 解散認定申請

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁へ解散認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。「成功の不能」とは、その法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について、単に法人が「不能である」と考えるだけでなく、当該事業に関する様々な状況を判断して、実質的に成功の見込みが全くなくなっているという客観的な事実を証する書面の添付が必要です。

解 散 認 定 申 請 に 必 要 な 書 類		部数	チェック欄	様式別記載頁
1	解散認定申請書（第6号様式）	1		4-6
2	事業の成功の不能の事由を証する書面	1		—

#### 第6号様式（第10条関係）

### 解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地  
名 称  
代表者の氏名 ④  
電 話 番 号 ( )

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により当法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

#### 【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。



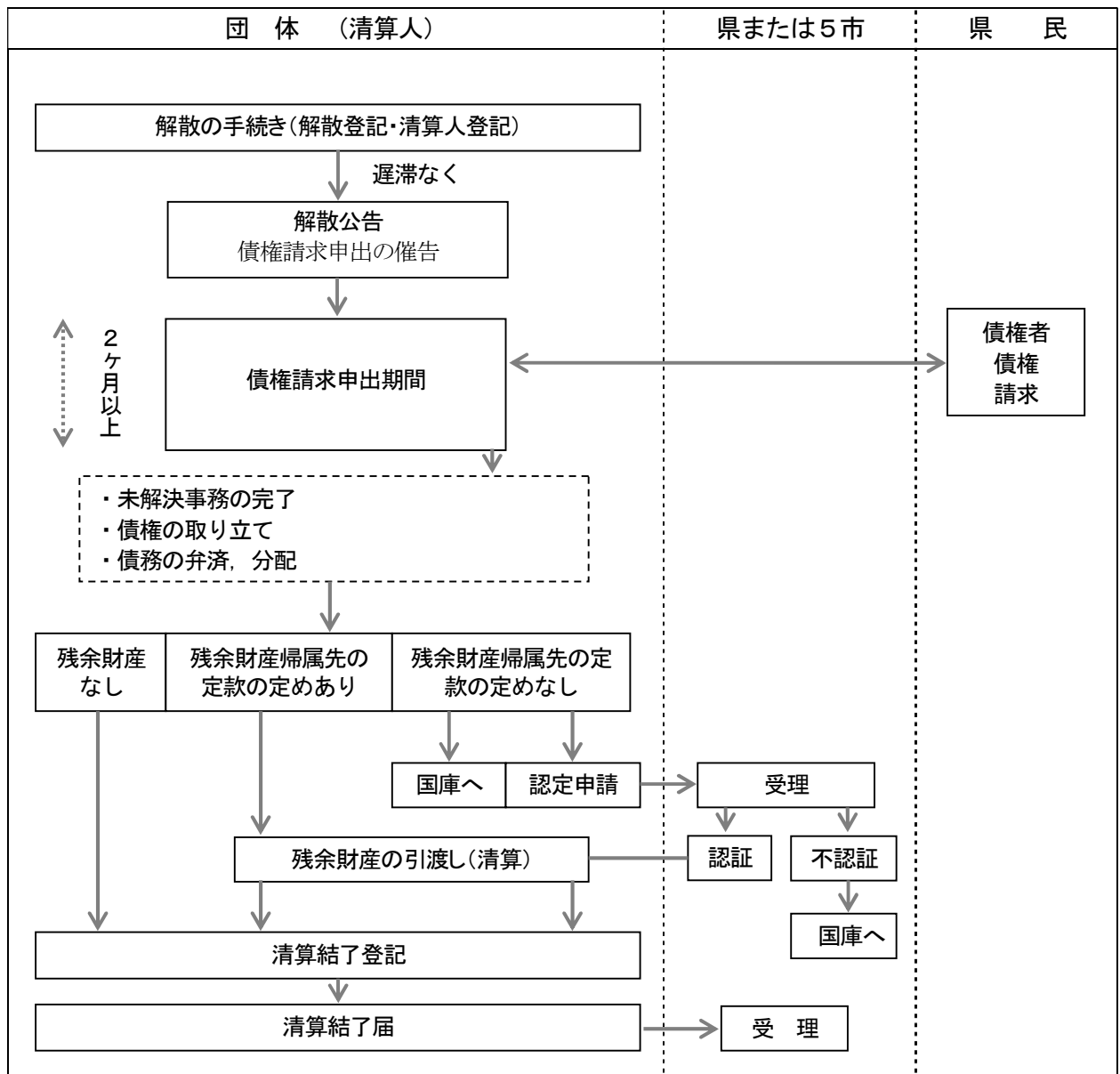
### 3 清算

清算人は、合併および破産の場合を除き、原則理事（定款で他の定めがある、または他の人を総会で選任した場合は、この限りではない。）となります。清算人は、現務の終了、債権の取り立て及び債務の弁済、残余財産の引き渡しを行うために必要な一切の行為をすることができます。

#### 【清算人の事務】

- ・ 解散した後遅滞なく、官報及び定款に定める方法により、債権者に対して債権行使の請求を申し出るよう催告する公告を行う。わかっている債権者には、個別に催告する。
- ・ 清算により残余財産が生じそれを譲渡する場合（定款に帰属先の規定がない場合に限る。）は残余財産譲渡認証申請書（第9号様式）を提出する。
- ・ 清算が終了した場合は、清算終了届出書（第10号様式）を提出する。

#### (1) 清算の流れ



(2) 清算人就任登記完了届出

清算人就任届出に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	清算人就任届出書 (第8号様式)	1		4-8
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1		—

第8号様式 (第12条関係)

清算人就任届出書

平成〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号  
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇  
清算人の住所又は居所 鹿児島市山下町〇番〇号  
清算人の氏名 理事長 鹿児島 一郎 印  
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

私は、 の清算人に就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

清算人が就任した年月日 平成〇年〇月〇日

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

### (3) 残余財産譲渡認証申請

残余財産譲渡認証申請に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	残余財産譲渡認証申請書 (第9号様式)	1		4-9

#### 第9号様式 (第13条関係)

### 残余財産譲渡認証申請書

平成○年○月○日

鹿児島県知事 ○○ ○○ 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町○番○号  
名称 特定非営利活動法人○○○○○  
清算人の住所又は居所 鹿児島市山下町○番○号  
清算人の氏名 理事長 鹿児島 一郎 印  
電話番号 ○○○ (○○○) ○○○○

当法人の解散による残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 譲渡する残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

#### 【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 残余財産を複数の者に譲渡する場合には、「残余財産の譲渡を受ける者」に、それぞれに譲渡する財産を括弧を付して併記すること。

(4) 清算終了届出

清算終了届出に必要な書類		部数	チェック欄	様式記載頁
1	清算終了届出書 (第10号様式)	1		4-10
2	清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書	1		—

第10号様式 (第14条関係)

清算終了届出書

平成〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号  
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇  
清算人の住所又は居所 鹿児島市山下町〇番〇号  
清算人の氏名 理事長 鹿児島 一郎 ⑩  
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

の清算を結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

清算結了年月日 年 月 日

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

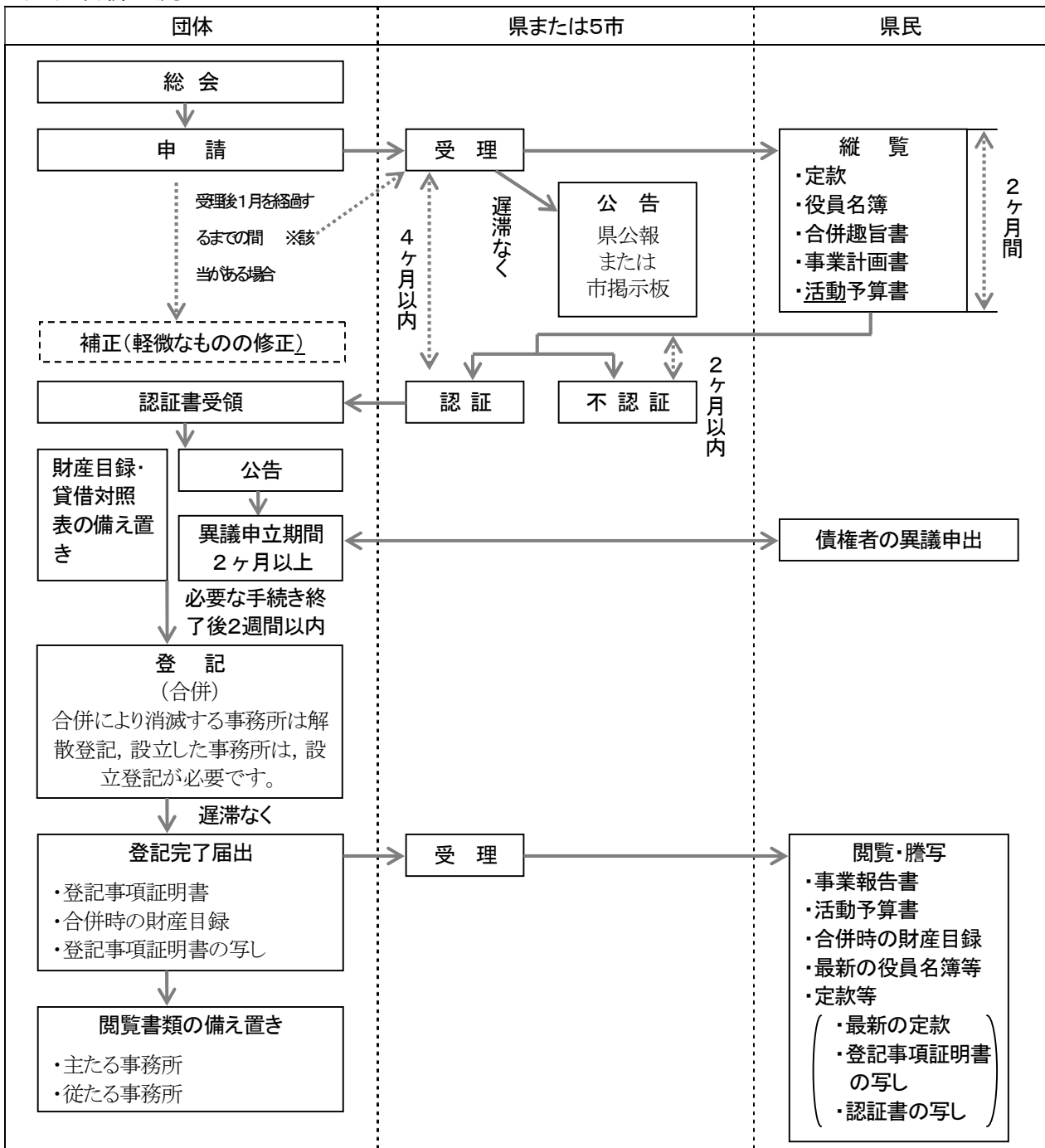
## 4 合併

法人は他の特定非営利活動法人と合併することができます。その場合、所轄庁に合併認証申請書を提出し、認証を得る必要があります。

法人は、合併の認証の通知があった日から2週間以内に、財産目録、貸借対照表を作成して事務所に備え置くとともに、官報及び定款に定める方法により、異議のある債権者に対して申し出るよう公告を行う必要があります。（債権者からの異議申出期間は2ヶ月以上必要です。）

合併は登記により効力を発生しますので、合併後存続する法人の主たる事務所の所在地において登記を行う必要があります。登記が完了したら、所轄庁に合併登記完了届出書（第11号様式の2）を提出する必要があります。

### (1) 合併の流れ



## (2) 合併認証申請

### ○申請書類

合併認証申請に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	合併認証申請書（第11号様式）	1		4-13
2	合併の議決をした社員総会議事録の謄本	1		—
3	定款	2		—
4	役員名簿(各役員の氏名、住所及び役員報酬の有無を記載した名簿)	2		2-23
5	各役員の上任承諾及び誓約書謄本	1		2-24
6	各役員の上所又は居所を証する書面（住民票抄本等）	1		—
7	社員名簿（社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）	1		—
8	確認書（法第2条第2項第2号及び第12条第1号第3号に該当することを確認したことを示す書面）	1		2-26
9	合併趣旨書	2		—
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2		—
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2		—

設立時の様式を参考にしてください。

### ○補正について

合併認証申請書提出後、申請した書類について不備があるときは、その不備が所轄庁の条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます。（申請書を受理した日から1月を経過しない場合に限りです。

補正書に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	補正書（第2号様式）	1		4-14
2	補正を行う書類	※1		

※1 2の補正を行う書類の提出部数は、合併認証申請書提出時と同じ部数です。

合 併 認 証 申 請 書

平成〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所 在 地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号  
名 称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇  
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎 ㊟  
電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

所 在 地 鹿児島市山下町〇番〇号  
名 称 特定非営利活動法人△△△△  
代表者の氏名 理事長 薩摩 二郎 ㊟  
電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

特定非営利活動法人を合併することについて、特定非営利活動促進法第34条第3項認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併後の特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 「主たる事務所の所在地」及び「その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の番地まで記載すること。

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

申請者の住所、氏名は住民票と一致させ、印鑑は申請時に押印したものと同一ものを使用すること。

住 所 鹿児島市山下町〇番〇号  
氏 名 鹿児島 一郎 印  
電 話 番 号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

補 正 書

特定非営利活動法人設立申請書及び当該書類を特定することができる文言を記載すること。

平成 〇 年 〇 月 〇 日に申請した[ 補正する書類の種類 ]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後	申請段階
第〇条 〇〇〇……	第〇条 <u>△△△△</u> ……

2 補正の理由

補正する理由を記載すること。

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。
- 3 [ 補正する書類の種類 ]には、申請書の名称（「合併認証申請書」）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「合併認証申請書に添付する法第34条第5項において準用する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 2 「補正の内容」は、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。
  - ①補正後の定款
  - ②補正後の役員名簿（各役員の氏名、住所及び役員報酬の有無を記載した名簿）
  - ③補正後の合併趣旨書
  - ④補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
  - ⑤補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書



### (3) 合併登記完了届出

合併登記完了届に必要な書類		部数	チェック欄	様式例記載頁
1	合併登記完了届出書（第11号様式の2）	1		4-15
2	登記事項証明書	1		—
3	登記事項証明書の写し	1		—
4	合併の時の財産目録	2		—

#### 第11号様式の2（第16条関係）

### 合併登記完了届出書

平成〇年〇月〇日

鹿児島県知事 〇〇 〇〇 殿

所在地 鹿児島市鴨池新町〇番〇号  
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇  
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎 印  
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

合併の登記が完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

#### 【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 5市へ提出する場合は、市長宛とすること。